

## 大分大学福祉健康科学部学部長室会議細則

平成29年5月10日制定  
平成29年福祉健康科学部細則第1号

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学福祉健康科学部規程（平成28年福祉健康科学部設置室規程第1号）第7条第2項の規定により、大分大学福祉健康科学部学部長室会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 会議は、大分大学福祉健康科学部（以下「本学部」という。）の運営を円滑に行うため、本学部の運営に関する連絡及び調整を行い、並びに次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学部の将来構想に係る中・長期的な基本方針に関する事項
- (2) 本学部の予算に関する事項
- (3) 本学部の担当教員の編成に関する事項
- (4) 本学部における外部資金の受入れに関する事項
- (5) 教授会の審議事項に関する事項
- (6) その他議長が必要と認める事項

### (構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
  - (2) 副学部長
  - (3) 事務長
  - (4) その他学部長が必要と認める者
- 2 前項第4号の委員は、学部長が指名する。

### (議長)

第4条 会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 会議は、委員の全員の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、委員の全員一致をもって決する。
- 3 議長は、緊急の場合その他やむを得ない事態が発生したときは、その事態に対する措置を決定し、事後、会議の承諾を得るものとする。

### (会議の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席者委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

### (委員以外の出席)

第7条 会議が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(議事録等の作成)

第8条 議長は、会議の議事録又は議事概要を作成する。

(事務)

第9条 会議に関する事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年福祉健康科学部細則第1号)

この細則は、平成30年3月19日から施行する。